

北広島町職員酒気帯び運転事故の概要と関係者の処分について

1 事件の概要

○該当職員 芸北支所地域振興係 主任 沖田浩二 48歳

○容疑内容

平成29年9月28日(木)に夏季休暇取得中の上記職員は、午後6時ごろからマツダスタジアムで野球観戦の際に飲酒した。試合終了後自ら自家用車を運転し帰宅の途に就き、午後10時40分ごろ広島市安佐南区八木の国道54号線の交差点で停止中の軽自動車に追突、警察への連絡及び負傷者の救護を行わずにそのまま車を運転し現場を立ち去った。その後、現場から約5km離れた路上で、巡回中の警察官に道路交通法違反(酒気帯び運転)で現行犯逮捕されたもの。その後の取り調べで、自動車運転死傷行為処罰法違反(自動車運転により人を死傷させる行為)及び道路交通法の救護義務違反にも問われている。

2 今回の事件の問題点と責任の所在

当該職員は勤務時間外とはいえ、飲酒後に自家用車を運転したうえ、停止中の車両に追突する事故を起こし搭乗者2名に負傷をさせそのまま逃走した。この行為は言語道断で法令上絶対に許されるものではなく、飲酒運転に対する厳しい処罰が求められている昨今、公務員としての立場はもとより一社会人として、法令順守・モラル意識の欠如に起因した非違行為である。また、芸北支所長及び豊平支所次長(事件発生当時 芸北支所次長)については、部下職員が今後このようなことがないようにしっかりと自覚し、適切に管理監督を遂行することを求める。

3 処分の内容(北広島町職員懲戒処分等の指針に基づく)

●処分等

所属	氏名等	処分内容	理由
芸北支所地域振興係 (主任)	沖田 浩二 (48歳)	懲戒免職	地方公務員法に規定した「信用失墜行為の禁止」に違反
芸北支所	支所長	厳重注意	管理監督責任
豊平支所 ※事件発生当時芸北支所	次長	厳重注意	管理監督責任

●その他の処分

所属	職名	処分内容	理由
特別職	町長	減給 1/10 1月	町政への信頼を大きく損なったことに対し、町政運営の最高責任者としての責任
	副町長	減給 1/10 1月	職員の規律確保の実施責任者であり、綱紀の保持における実務上の総括者でありながら、それが徹底されていなかったことに対する責任

※ ただし特別職の減給については、町議会の議決を必要とするため、直近の議会に提案する。

4 再発防止への取組

今後二度とこのような不祥事を起こさせないため、全体の奉仕者である公務員としての自覚や高い倫理観の保持などを徹底し、不正行為をさせない・起こさせないための環境づくりを整備する目的で次の対策に取り組む。

- ①自治体職員として当然に有すべき知識等を身に付けるための研修(道路交通法・安全運転マナー)
- ②管理・監督者責任の明確化(安全運転管理)
- ③綱紀粛正の徹底